

■ 研究発表論文

妻籠宿における地形からみた水路網・土地利用と住民の保全意識

Characteristics in the Watercourse System and the Land Use on Topography in Tsumago-juku and their Maintenance Awareness of Inhabitants

北原 札文* 佐々木邦博** 上原 三知**

Rebun KITAHARA Kunihiro SASAKI Misato UEHARA

Abstract : This study aims to clear the configuration of the ground, the natural water system, and characteristics of land use and artificial watercourse system at Tsumago. We investigated the actual problems to conserve them. As a result it became clear that Tsumago, designated as Important Preservation District for Groups of Historic Buildings including forest and farmland of outskirts, is a catchment area by a network of water including the watercourses and the garden ponds. And farmland and garden ponds which have a role for fire prevention and inhabitants life, and watercourses which connect them, constitute a characteristic landscape. In addition, it became clear that there are backyard and waste farmland of inhabitants evaluate low. In conclusion, it is important and necessary to review the value of a network of the water which connected those landscape elements.

Keywords: Important Preservation District for Groups of Historic Buildings, Tsumago-juku, watercourse system, land use, garden pond, maintenance

キーワード：重要伝統的建造物群保存地区、妻籠宿、水路網、土地利用、庭池、保全

1. 研究の背景と目的

伝統的建造物群保存地区制度は、1975年の文化財保護法の改正により発足し、伝統的建造物群保存地区の中でも特に価値が高いものを、重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区）として指定してきた。このような中、重伝建地区における、「伝統的建造物群およびこれと一体をなしてその価値を形成している環境」¹⁾の価値を文化財として評価し、歴史的景観を保存・保全する取り組みは、我が国の地域景観の保全の課題のひとつであると考えられている。一方で、歴史的な町並みを保存・保全していく上で、歴史的な建築物が残る場所を重伝建地区として指定し、建築物の保存・保全に取り組んではいるものの、周辺の保全・整備はあまり行われていない。しかし、1976年に重伝建地区に指定された妻籠宿では、周辺部を含めて地区指定し、保存・保全に取り組んでいる²⁾。最近では、京都市産寧坂、倉敷市倉敷河畔地区などに次ぎ、石見銀山でも6例目となる重伝建地区の範囲拡大を答申するなど、各地で周辺を含めた景観保全の動きが見られるようになった³⁾。

既存の研究では、孫らが⁴⁾福島県下郷町大内宿において、空間の中での街道方向と直交方向の二つの軸で考え、宿場町としての特徴がみえる「南北軸」（=街道方向）、農村・生活としての特徴がみえる「東西軸」（=直交方向）に分け、さらにこれらの景観変化について明らかにしているが、街道に面した建物の背後に広がる農林地については言及されていない。また重伝建地区に指定されている旧宿場町に代表されるように、建物の保存・保全に関する調査・研究は数多く行われているものの、景観を構成する周辺の水路や農林地も含めた全体の保全・整備とその対策についての研究は少ない。

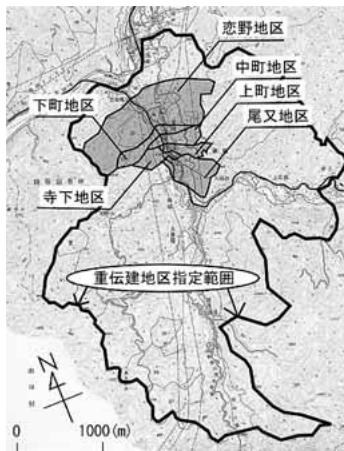


図-1 妻籠の重伝建地区と研究対象地区²⁾

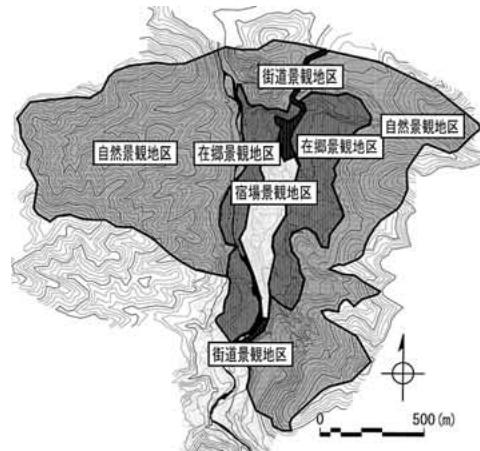


図-2 妻籠の研究対象地区内における4つの景観地区²⁾

しかし、宿場町のようなかつて人の生活が営まれていた集落には、生活のための水とその利用形態があり、その水をはぐくむ森林と食料生産を行う農地が不可欠であった。またその形態は、地域の地形的・水的条件が基盤となり形成されていると考えられ、地域固有の自然と文化を基調とした水環境に対する関わり、特に地形的要因による流路網とその生活文化としての水利用形態が、景観の形成に重要であるとも考えられている⁵⁾。よって、それらの景観に影響を及ぼす、地形からみた水環境の保全や活用という観点からの景観の保存・保全のあり方を探っていくことは、今後重要なになってくると考えられる。

そこで本研究では、周辺を含めて重伝建地区に指定された妻籠宿において、地形と水系、それを利用してできた水路網と土地利用についての空間分布特性・形態的特徴とその機能を把握し、それらの保存・保全に関しての現状の課題を探ることを目的とした。

*信州大学大学院農学研究科 **信州大学農学部

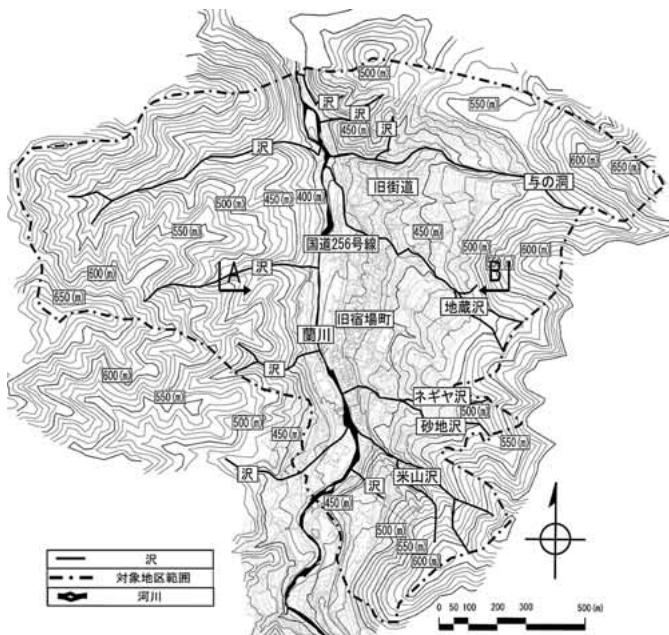


図-3 妻籠の地形と水系の調査結果

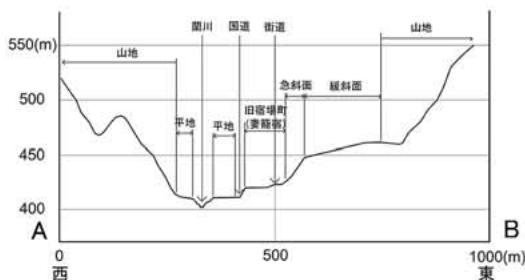


図-4 妻籠の東西方向（街道に対する直交方向）の断面

2. 研究対象地

本研究で対象としたのは、長野県木曽郡南木曽町に位置し、中山道木曽路の11宿の中で重伝建地区に指定されている妻籠宿周辺（以下、妻籠）である（図-1）。妻籠は旧宿場町と街道筋から見えるほぼ全域（尾根線又は地区境界まで）が重伝建地区に指定され、範囲は1,245.4 haに及ぶ。選定基準にも「伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの」と示され、周囲の環境を保存・保全するという目的が特徴的である。

さらに妻籠宿では、保存地区内の特徴から「宿場景観地区」「街道景観地区」「在郷景観地区」「自然景観地区」の4景観地区が設定されている（図-2）。このことは、昭和51年6月1日に告示（平成15年10月1日に改定）された「妻籠宿保存地区保存条例」の規定に基づく「妻籠宿保存地区の保存に関する基本計画」の中で、示されている²⁾。そしてこれらの景観地区では、「宿場景観地区」では主として建物の正面、「街道景観地区」では建物の正面と側面、「在郷景観地区」では建物の正面と側面と付属屋の修景を推奨し、「自然景観地区」は「在郷景観地区」に準じるとされている²⁾。本研究では、旧宿場町の中心地であり、4つの景観地区的含まれる恋野地区、下町地区、中町地区、上町地区、寺下地区、尾又地区の全域を研究対象とした（図-1）。

3. 研究方法

（1）現地調査・聞き取り調査（調査時期：2007年9月、2008年4月～9月）

まず対象地区内の景観構成を探るために、現地にて土地利用調査を行った。次に林地の広がる「自然景観地区」から歴史的な建物の連なる「宿場景観地区」を流れ、生活を支えてきたと考えられる水系（沢や水路、庭池など）の位置的分布を調査した。調査は図面（住宅部は1/2,500の都市計画図、山林部は1/25,000の図）に現地での調査結果を記録する方法をとった。

なお、建物の裏側の水路、庭池など表側からは確認できないものについては、現地にて住民（不在の家については隣家）にヒアリングし、補足していく。また庭池に関しては、導水・排水形態についても調査し、地図上におとした。

（2）住民を対象としたアンケート調査（調査時期：2008年9月2日配布、2008年9月7日回収、または当日回収。一部郵送にて回収。）

妻籠の簡易水道は1961（昭和36）年に完成していることから⁶⁾、その頃に水道が通り、水路や庭池の水の利用も大幅に変わったと考えられる。そこで、①旧宿場町付近における水路や庭池の利用形態の特徴を水道敷設前（以下、過去）と現在に分けて尋ね、それぞれどのような機能を果たしてきたかを明らかにした。②次に住民に対し、重伝建地区の認知度、景観の評価、景観の保全意識をヒアリングし、保存・保全に関しての知見を得ることとした。

なお、アンケートの配布は留守の家を除き、一軒ごとに住民に依頼する直接配布方式をとった。地区内の全戸数（工場や公共施設、無人有形文化財を除く）は192戸で、合計104戸から回答を得た。回収率は54.1%だった。可能な限り世帯主に記入してもらった。回答者の属性だが、性別は男性87人、女性14人、不明3人、年齢層は20、30代が8人、40、50代が23人、60代以上が68人、不明5人、職業は農林業が5人、自営業が41人、会社・公務員が17人、退職者が25人、兼業農家が3人、その他が8人、不明が5人であった。

4. 妻籠の景観構成とその特徴

（1）妻籠の地形と水系

妻籠は東西を急峻な山で囲まれ、谷に沿ってできた宿場町である（図-3）。また北側と南側にも尾根線があることから、尾根線に囲まれた1つの集水域となっている。作成した断面図（図-4）から旧宿場町の東側には急な斜面があり、その下の段丘面は比較的勾配がゆるくなっている。西側には南北に蘭川が流れ、川の西には家屋も見られるが、その西側は急峻な山となっていることが読み取れる。東西の山地から山地までの間は約500mあり、東側に緩傾斜地が続いている。

東側の山から蘭川に向かって流れる主な沢が4本存在している。沢の名前が不明な小さな沢を除くと、東側の山麓から流れる沢では、北から順に、与の洞、地蔵沢、ネギヤ沢、砂地沢（ネギヤ沢と砂地沢は途中で合流）、米山沢が確認でき、それらの沢は途中から水路へと引き込まれていた。なお、この他にも名前が不明な小さな沢や枯れ沢が見られた。谷の中央を流れる川の西側にも沢が4本確認できた。こちらは平地部の面積が少なく集落や農地も少ないため、尾又地区の沢を除いてほとんどが、直接蘭川に注ぎ込んでいる。

（2）妻籠の土地利用

作成した土地利用図（図-5）を使い面積を集計したところ、山地が多く含まれたため、林地が84.4%と大部分を占めた。作成した断面図（図-6）から、傾斜の関係で街道から見えやすい位置を林地が多く占めるため、非常に重要な要素のひとつであるといえる。それ以外では、旧宿場町のすぐ東側にある急斜面や、林地と農地の境界部分などに竹林が多く見られ、林地、宅地・構造物、荒地に次いで大きい値（2.2%）となった。また、農地は全体で7.6%であり、農地の中では水田・水耕地（1.2%）が比較的

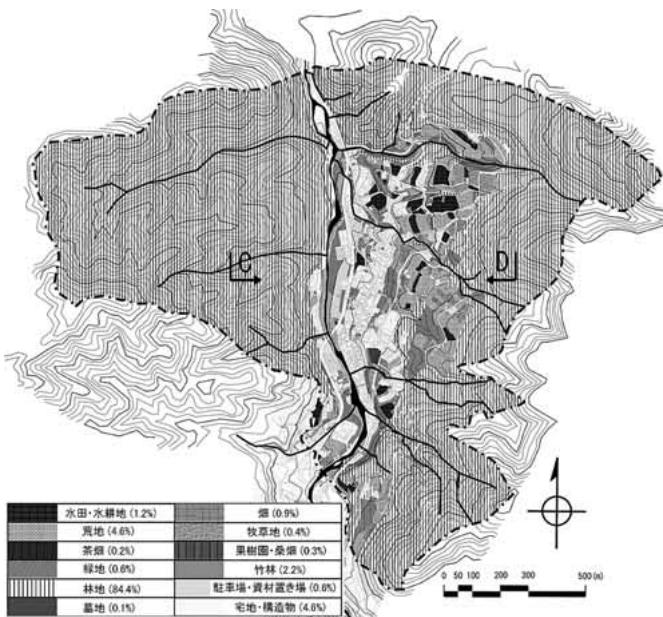


図-5 妻籠の土地利用と土地利用面積割合

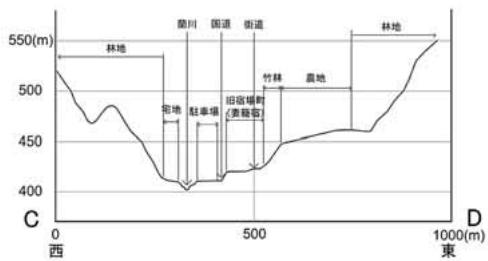


図-6 妻籠の東西方向（直交方向）の土地利用断面

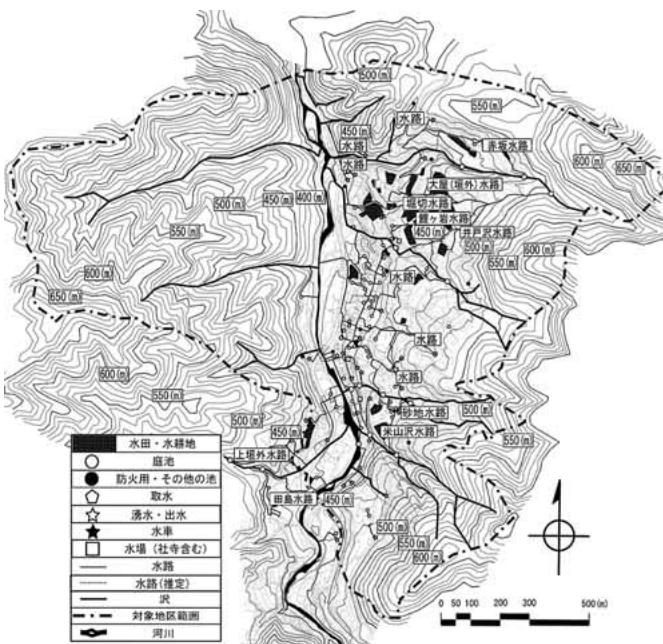


図-7 妻籠の水路網と水田・庭池

多く見られ、次いで畠が0.9%であった。一方で、放棄された農地が荒地と化している場所が目立ち、全体の4.6%を占めた。荒地は宅地から離れた場所に多く見られる結果となった。

表-1 アンケート調査による水路と庭池の使用用途

	用途	水路		庭池	
		水道が通る前(n=55)	現在(n=61)	水道が通る前(n=38)	現在(n=31)
生活用	①食器洗い	18 <33%	1 <2%	5 <13%	0 <0%
	②野菜洗い	18 <33%	1 <2%	5 <13%	0 <0%
	③水まき	29 <53%	34 <56%	11 <29%	9 <29%
	④融雪	19 <35%	20 <33%	2 <5%	1 <3%
	⑤風呂の水	3 <5%			
農業用	⑥農機具洗い	21 <38%	13 <21%	6 <16%	5 <16%
	⑦農業生産	2 <4%	2 <3%	1 <2%	
	⑧飼育用			7 <18%	12 <39%
観賞・観光用	⑨鹿の飼育(食用用)			13 <34%	3 <10%
	⑩鶴の飼育(飼育用)			25 <66%	21 <68%
	⑪観光客に見せたため			2 <5%	2 <6%
防火用	⑫放火用	30 <55%	20 <33%	17 <45%	16 <52%
	⑬子供の遊び場	3 <5%	0 <0%	0 <0%	0 <0%
	⑭井戸への導水		1 <2%		
	⑮利用せず	4 <7%	9 <15%		

注1. ②⑤⑦⑩⑪はその他の欄に記入された回答によるもの。

注2. 左側の数値は複数回答方式による選択者数、右側の<>内のパーセンテー

ジは全回答者数に対する選択率を表す。

注3. (n=)は回答者数を表す。

また、妻籠宿の周辺部の家屋と農地で構成されている「在郷景観地区」は、今後住民の休耕による荒地化により、この地区の景観が損なわれていく可能性が考えられる。特に集落から離れた林地に隣接する農地では、荒地が目立っていた。聞き取り調査の結果、水田の管理が難しいという理由から景観を損なわないように、楽に管理できる牧草を休耕地に植えている場所も存在することが明らかとなった。

(3) 妻籠の水路網と水田・庭池

次に水路だが結果は図-7に示す。蘭川の東側の主な水路は、北から順に、与の洞という沢からは赤坂水路、大屋（垣外）水路、掘切水路、鯉ヶ岩水路、井戸沢水路の5本、地蔵沢からは宿場に向かって流れる水路が1本、ネギヤ沢と砂地沢からは砂地水路ともう1本の水路の合計2本、米山沢からは米山沢水路が1本分岐していた。水は水路から水田や水耕地に入り、その後宿場町の家の庭池に引き込まれたり、街道沿いの水路を流れた後、沢や蘭川へと流れしていく場合が多いということが明らかとなった。谷の中央を流れる蘭川の西側には、尾又地区の上流域に位置する橋場地区の沢から流れる「上垣外水路」と「田島水路」が主な水路で、水田や庭池に引き込まれていた。

庭池は調査対象とした家々で多く見られ、旧宿場町付近の家ではその大半が池を裏庭に設けていた。工場や大型公共施設、無人有形文化財などを除いた192戸（空き家を含めたもの）のうち、庭池を所持している家は48戸確認できた。庭池を2つ所持している民家もあったため、計56の庭池が確認できた。ほとんどの庭池は水路から裏庭に水を引きこみ、再び水路へと排水する形態をとっていた。水路から取った水は、元の水路に戻すものが多く、再び下の水田に給水するような導水・排水形態となっていることが明らかとなった。旧宿場町付近の街道の東側（急斜面の下）にある家々では、敷地裏の急斜面からの湧水の水を利用している池も見られた。

以上の分析から、妻籠は東西の山々に囲まれている谷地形であるため、その山々から流れてくる沢の水を利用して水路に引き込み、水田や庭池に導水したり、旧宿場町の街道沿いの水路に水を流し、蘭川に流し入れていた。このように建物群だけでなく、その背後の伝統的な水路による線的で連続的なつながりが存続していることを明らかにすることができた。

5. 妻籠の水の利用と保全意識

(1) 水利用の過去と現在の比較

林地の広がる「自然景観地区」から歴史的な建物の連なる「宿場景観地区」を流れ、生活を支えてきたと考えられる水系、特に水路と庭池に関して、使用用途に過去と現在で違いが見られるのかをたずねた。結果をまとめたのが表-1である。

水路に関しては、妻籠では過去には水路の水を、生活用や農業用、防火用など、様々な用途で使っていたが、現在では、生活用としての利用が薄れているものの、農業用や防火用としての役割は残っている。庭池に関しては、過去には主な用途が食用としての鯉の飼育であったのに対し、現在では主な用途が庭池そのものの観賞や鑑賞目的としての鯉の飼育へと変化していることが判明した。

また、水路も庭池も、防火用や水まき、融雪用としての役割は、水道が通る前から変わっていないことがわかった。

(2) 住民による認知度、景観評価と景観保全意識

重伝建地区と指定範囲に関する認知度（図-8）を尋ねたところ、「詳しく知っている」「知っている」が86%を占めていた。

また、現在の妻籠の景観について尋ねた結果を図-9に示した。「各々の家の建物、前庭まで」の範囲では良い評価が大半を占めたが、生活と密接に関わる「敷地の裏側、裏庭まで」や「農地まで」の範囲では、評価はあまり良くなかった。評価に対する理由の欄から、高齢化などによる手入れ・管理の不十分さなどが原因と考えられる。「山の尾根線、見える範囲すべて」までの最も広い範囲では再び良い評価が増え、約半数が良いと評価した。こちらも理由の欄から、山並みの美しさも加わったためと考えられる。

次にどの範囲まで保全すべきであると考えているのか住民に質問した。その結果が図-10である。「山の尾根線、見える範囲すべて」と回答したものが57%に達したが、住民自らが保全管理をする場合、どの範囲まで保全できるかという問には「各々の家の建物、前庭まで」が46%であり、一番多かった。

以上のことから、保全すべきと考える範囲と、実際に保全できると考えている範囲が異なり、後者の方が狭いと考えられていることが明らかとなった。

6.まとめ

本研究により、周辺部を含めて重伝建地区に指定されている妻籠宿において、水路や庭池などを通じた水のネットワークがつなぐ1つの集水域となっている地形を確認することができた。特に食料生産の場である農地と住民の生活に対し今でも水まきや防火用の役割を残す庭池、そしてそれらをつなぐ水路は、利用の面では過去から多少変化があるものの妻籠固有の景観として一体となっただ重要な景観構成要素のひとつであると考えられる。

一方で、上記の地形・水系的要因とセットとなった領域的な景観として、今回住民による評価の低かった「敷地の裏側（裏庭）まで」や「農地まで」の景観のあり方を見直していく必要があると考えられる。

今後の保存・保全を進めていく上で、重伝建地区における4つの保存区分に当てはめて考えていくと、「各々の家の建物、前庭まで」と「敷地の裏側、裏庭まで」に該当する「宿場景観地区」や「街道景観地区」のような場所では私的な生活空間に対する保存・保全が、また「農地まで」に当たる「在郷景観地区」では放棄地などの面的な管理が重要であるとともに、それらを線的な要素として結んでいる沢や水路を中心とした水の線的なつながりを見直していくことが今後の妻籠の全体景観を保存・保全していくための1つの重要なポイントになってくると考えられる。

補注及び参考・引用文献

- 1) 文化財保護法：文化庁ホームページ
<<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/hogoseido/pdf/sinkyuutaishouhyou.pdf>>, 2008.9.24 参照
- 2) 南木曾町教育委員会・財団法人妻籠を愛する会（2004）：妻籠宿現状変更行為と保存事業, 1,15,16
- 3) 銀山一帯の重要な伝統的建造物群保存地区 162ha に拡大へ：

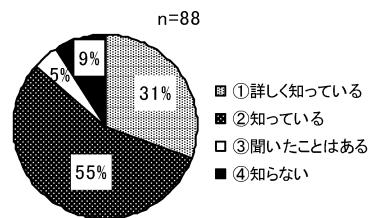


図-8 重伝建地区と指定範囲に関する認知度

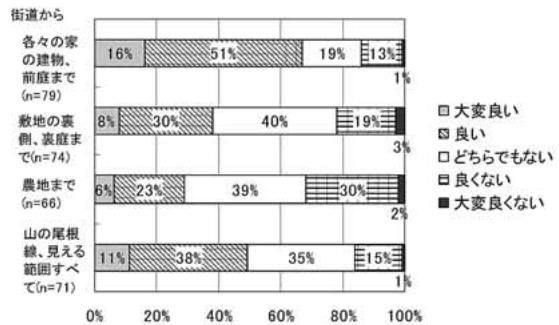


図-9 住民による妻籠の景観評価

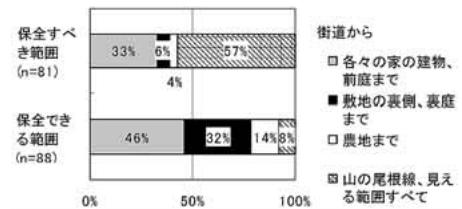


図-10 住民の考える妻籠の保全意識の範囲と保全できる範囲

YOMIURI ONLINE <http://kyushu.yomiuri.co.jp/magazine/bunkazai/iwami/710/iw_710_102001.htm?from=goo>, 2008.5.2 参照

- 4) 孫・下村彰男・浜泰一（2006）：下郷町大内宿における集落景観の認知に関わるオモテの景観構造の特徴に関する研究：ランドスケープ研究 69(5), 717-720
- 5) 三好岩生・深町加津枝・大岸万里子・奥敬一（2007）：丹後半島山間地の2集落における地形的要因からみた水利用形態と景観形成：ランドスケープ研究 70(5), 683-688
- 6) 南木曾町誌編さん委員会（1982）：南木曾町誌通史編, 994
- 7) 水ノ江秀子・西山徳明（2007）：明治中期の土地利用にみる合掌造り集落の空間構成と伝統的景観：日本建築学会 622, 91-96
- 8) 糸賀黎（1986）：筑波における伝統と都市化をめぐる異質空間の接点領域に関する考察：造園雑誌 49(5), 227-232
- 9) 佐々木邦博・田井洋子・山村浩美（2006）：長野市松代町東部に残る湧水と水路の現状と特徴：ランドスケープ研究 69(5), 369-372
- 10) 神道正人（2007）：人吉盆地を対象とした地域環境デザインの方法論的研究：造園学論集 別冊 11, 31-59
- 11) 黒田乃生・下村彰男・小野良平・熊谷洋一（2001）：白川村萩町伝統的建造物群保存地区における集落景観の特徴とその保全に関する研究：ランドスケープ研究 64(5), 759-764